

すてっぷ登録受付用紙（団体・個人）

(新規登録手続き後、発行されます)

利用者番号

(今日の日付) 2022年8月2日

「すてっぷ」の施設利用は、とよなか公共施設案内予約システム利用規約に同意し、「すてっぷ」が、とよなか男女共同参画推進センター条例、同施行規則に定める、男女共同参画推進の目的施設であることをご理解いただき、利用の度に「すてっぷ」の審査を受ける必要があります。センター条例第3条で定める男女共同参画目的の事業には「市民活動交流の場」「講座の開催、啓発の実施」、及びその推進に関する「会議、研修、催し物」が掲げられています。利用申込みの「活動の目的や内容」に記載する際の参考としてください。なお、センター条例第3条の2で、目的を達成する事業に支障のない限りにおいて一般の利用ができる、と定められ、男女目的での利用を優先しています。その他、禁止事項や、承認を取り消す場合についての記載もございますので、申込みの前に必ずご確認ください。

上記の規約、条例の趣旨に同意し、すてっぷの施設利用を申し込みます。 自署ご署名欄／

(とよなか公共施設案内予約システム利用規約のポイント／抜粋／第11条 公共施設の使用法 2022.4.1改正)

- 第11条 本システムにより使用申込み手続き等を行う際の公共施設の具体的な使用法は、市等が別に定めるものとします。
2 本システム内に表示される「仮押さえ」は使用申込み手続きの仮申込みを意味します。当該施設において仮申し込みの内容について審査を受ける必要があります。
3 本システム内に表示される「仮予約」は仮申込み後の審査が完了し、当該施設において支払い金額が算出され、支払い処理が可能となった状態を意味します。
4 本システム内に表示される「本予約」は仮予約後の支払い手続きが完了し、当該施設において使用承認を得た状態を意味します。
5 本システムにより「仮押さえ」及び「仮予約」の状態にあるもののうち、市等が定める期間内に手続きをしない場合は、予約は自動的に取り消されます。

(とよなか男女共同参画推進センター条例のポイント／抜粋／第3条 事業)

(事業)
第3条 とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(以下「センター」という。)は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
(2) 性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談
(3) 男女共同参画社会の実現をめざす市民活動の支援及び交流の場の提供
(4) 男女共同参画の推進のための講座等の開催及び啓発の実施
(5) 男女共同参画の推進に関する調査及び研究
(6) 男女共同参画の推進に関する会議、研修、催し等へのセンターの施設の提供
(7) その他市長が必要と認める事業
2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。

0と記入されている部分は、とよなか公共案内システムの内容を記入すれば、自動入力されます。

Table with fields: フリガナ (団体名/法人名), フリガナ (名前/姓/名), 住所 (〒), 電話番号, FAX番号, 使用目的, 活動メンバー人数 (女性/男性/子ども), 概要, 設立時期 (活動日/回数/月), その他参考, 会費 (あり/円/年), 資料, ホームページ, 活動の目的, 具体的な内容, これまでの活動場所と活動時期, 男女共同参画の視点

※記入していただきました個人情報、豊中市の施設貸館業務以外には利用しません。